

奈良県告示第三百三十九号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和四年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社南都銀行			売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
			奈良市学園北二丁目三番 一号 株式会社南都銀行 学園前支店	吉野郡下北山村大字上池 原一七三番地の一 株式 会社南都銀行北山支店	奈良市学園北一丁目八番 一〇号 株式会社南都銀 行学園前支店
			吉野郡十津川村大字折立 三六七番地の三 株式会 社南都銀行十津川支店		